

平成23年3月28日

新城市長 穂積亮次 様

新城市総合計画市民委員会
会 長 夏目みゆき

地域自治区制度について(答申)

平成23年3月16日付、新企3・1・3で総合計画市民委員会(以下、「委員会」という。)へ諮問のありました「地域自治区制度」につきましては、新城市総合計画(以下、「本計画」という。)のめざす「市民自治社会」を実現するための手段としての有効性や、本市にふさわしい制度とは何かについて、市担当課との意見交換を行いながら、審議を重ねて参りました。

委員会での審議結果について、以下のとおり答申いたします。

記

地域自治区制度の導入を進めるにあたっては、以下のことに留意し進めてください。

1 地域自治区制度の意義について

地域自治区制度は、行政と地域住民が互いに連携しあい、新たな公共社会を担う仕組みを構築することで、行政運営を含めた持続可能な地域社会をめざす制度といえます。その設置目的を市民の皆さんとしっかり議論され、理解を深められるようお願いいたします。

2 地域自治区制度の実施方法について

地域自治区制度の実施にあたっては、全市一斉に実施することが望ましいが、地域事情により難しい場合には、一部地域において先行実施することを含めて検討していただきたい。また、制度実施後においても、効果や課題について十分検証され、定期的に制度の見直しを実施していただきたい。

3 地域自治区の区割について

地域自治区の区割りにについては、実際に地域自治組織やまちづくり活動団体で活動されている人が活動しやすい区域とすることが望ましい。

そのため、地域の意見を十分聞き、地域の意見を反映させた区割りとするよう検討してください。

4 組織・仕組みについて

「地域協議会」、「まちづくり住民会議」などの新たな組織の立ち上げは、住民の視点からは、新たな負担の増加につながるなどの根強い意見があります。そこで、可能な限り既存の組織を活用できるような仕組みや、両組織の融合が図られる仕組みを検討

していただきたい。

5 市と行政区との関係について

市と行政区との関係の見直しについての多くの市民意見は、合併後に統一された行政区制度や区長制度の位置づけが十分に市民に浸透しておらず、旧市町村時代の考え方の違いが、そのまま市民意見として表れているように思います。

そこで、行政区については「市民が設置する最も身近な地域自治組織」として、また、区長は「その地域自治組織の代表者」として、その役割や位置付けを改めて明確に示したうえで、地域自治区制度の導入を進めていただきたい。

6 交付金について

現在、行政区ごとに交付されている各種交付金や補助金等の一括交付金化については、これを契機に、交付目的や用途についてのルールをより明確にするなど、市及び交付を受ける組織が、地域住民に対する説明責任を果たす仕組みとなるよう努めてください。

また、交付先をより広域的な「まちづくり住民会議」とする意図について、これまで十分な対処ができていない広域的なまちづくりを推進する必要性を、市民に対して具体例をあげながら、十分に説明されることを望みます。

なお、一括交付金の配分額については、地域自治区の熟度に合わせ徐々に増額するなど、地域のまちづくりにとって魅力的な制度となるよう検討を進めていただきたい。

以上